

令和6年第13回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月20日（金） 13時30分～14時16分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博美
委員	5番	白澤克也
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第10	議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたり、事前に議案書を送付しております。また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は 16 名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和6年第13回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従い、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは当職より指名させていただきます。

7番 白澤和実委員、8番 高橋かおる委員、9番 佐々木昭英委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 南幅央毅主任主事にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは本日1日と決します。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

11月24日、農地相談会出席された委員さん、大変お疲れ様でした。

この後、事務局から内容の報告ありますので、ご審議いただきたいと思います。

11月27日、東京において農業者年金の加入推進セミナー、同日、岩手県選出の国会議員への政策要請、

翌日28日には、全国農業委員会会長代表者集会に私が出席してまいりました。

農業者年金加入推進セミナーは、例年行われている内容のようですが、年金の加入促進の取り組みで、加入した場合の試算の内容が紹介されました。皆さんも年金に加入されていると思いますが、この年金制度は国民年金やその他の年金等に比べ、大変有利なものですので、お近くの方に加入されてない若い方がおりましたら、ぜひ加入を勧めていただくようお願いいたします。

年金セミナーが終わる前に県選出国会議員政策要請に移ったところがありました。

場所は衆議院第1議会会館の会議室でした。

出席者は、衆議院議員の階猛さん、鈴木俊一さん、小沢一郎さんの政策秘書

の宇田川さん、参議院議員の横澤高徳さん、木戸口英司さんでした。

11月17日の県農業委員大会で採択された請願内容を直接、国会議員の方々に読み上げて要請をしたという内容です。ご存知の通り採択された請願内容は、地域計画、担い手対策、それから地域資源、輸入資材や飼料の高騰対策等のものがありました。

各議員から一言ずつ頂戴しましたが、特に鈴木俊一さんの内容が印象深かったので、紹介したいと思います。これまで財務大臣として、農政の補助金の効果や成果の報告を受け、事業を進めてきたが、その中で特にスマート農業と基盤整備の事業の効果に配慮してすすめてきたとのことでした。ぜひ引き続き頑張ってもらいたいという応援メッセージでした。

横澤高徳さんからは地域対策の重要性と水田活用交付金の問題について話がありました。資材高騰への対策などに対して、来年は選挙もあることからか、力強い発言がありました。ぜひ、このまま継続してもらえればなと思ったところです。

11月28日、全国農業委員会会長代表者集会ですが、農業会議所が創立70周年ということで、これまで功労した方々が表彰されました。本県からは農業会議の三浦良夫相談員が表彰を受けたところあります。

表彰行事の後には、生源寺真一氏（東京大学農学部教授）が基調講演をされました。生源寺真一氏は多くの執筆しており、地域農政についても書かれています。わかりやすい内容を書く方ですので、お目通しいただければ、内容が理解されやすいものが多いと思います。

その後に、今年度の取り組みで要請決議が提出されました。内容は、新たに策定される「食料農業農村基本計画」についての要請及び令和7年度予算要求に対する予算確保の要請がされたところあります。

私からは以上でございます。その他、皆さん出席された方々で、委員の方に共有したい件があればお願いいいたしたいと思います。

「なし」の声あり

それではなしとして、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

補足説明を許します。

それでは報告第1号につきまして補足説明させていただきます。

番号6の案件につきましては、遠方の方が相続しましたが、相続以前から町内の担い手等に対して貸借しております。

番号7-1及び2の案件につきましては、同一被相続人が所有していた農地を兄弟で分けて相続したものでございます。

それでは、質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。

議題について事務局より報告させます。

【報告第2号 朗読】

補足説明を許します。

報告第2号につきまして、補足説明させていただきます。

この案件につきましては、現在賃貸人が自己保全管理している当該農地について、賃借人に対して先代の頃からの永小作権と思われる権利が設定され

ておりましたが、現在の当事者にはその認識は無く、この度土地改良区からの指摘により、このことを知ったことから、お互いの合意により解約したものでございます。

議長 質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長 それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第7、報告第3号、専決処理事項報告について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第3号 朗読】

議長 補足説明を許します。

それでは報告第3号につきまして、補足説明させていただきます。

農地法第4条の案件につきましては、同居する親子2人の共有名義となっている当該農地を貸し駐車場として整備するものでございます。なお、貸し駐車場の運営は2人の共同で行うとのことでしたので、自己転用となる農地法第4条に振り分けたものでございます。

農地法第5条の案件につきましては、譲受人は譲渡人の孫であり、当該農地を贈与により取得して住宅を建築するものでございます。

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

「なし」の声あり

それではなしとして次に進みます。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

補足説明を許します。

それでは議案第1号につきまして補足説明させていただきます。

お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧いただきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるところから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

この案件につきましては、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]、今回、売買での所有権移転であることから、個人名義で農地法第3条許可申請をしたものでございます。

質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

「なし」の声あり

それでは、なしとして賛成討論をお願いします。

1番 熊谷洋司です。

双方の要望によるものであり、譲受人は安定した経営状況と思われる賛成です。

2番、阿部江利子です。

譲受人は大きな農業法人の方であり、農地を取得して、耕作を継続していくだけなるということで賛成です。

3番、朴田敦志です。

譲受人は経営状況等もしっかりした方と思われますので、よろしいと考えます。

4番、佐々木博です。

譲受人は経営状況も安定しており、しっかり取り組んでいただけると思

阿部江利子委員

朴田敦志委員

佐々木博委員

- 白澤克美委員 ますので、賛成です。
- 議長 5番、白澤克美です。
- 議長 謙受人は地域の担い手の方であり、集約にもつながると考えますので、賛成です。
- 議長 それでは、挙手により表決に入ります。
- 議長 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【挙手全員】
- 議長 挙手全員ですので、許可することに決します。
- 議長 次に進みます
- 議長 日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。
- 議題について、事務局より報告させます。
- 【議案第2号 朗読】
- 議長 補足説明を許します。
- 議長 議案第2号につきまして、補足説明させていただきます。
- 事務局 お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の裏面をご覧ください。こちらをご覧いただきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる事から、許可要件の全てを満たしているものと考えております。
- 議長 この案件につきましては、借人がオペレーターをしている赤林地区の法人が、当該農地の隣接農地を耕作していることから、借人と以前から面識があった貸人が、無償でも良いので耕作してほしいと頼み、使用貸借することになったとのことです。
- 議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。
- 5番 白澤克美です。
- 議長 双方の要望により賃借料は発生しないですね。
- 事務局 本件は、使用貸借で無償の契約がされるものです。双方で協議した結果、農地を荒らさないために無償でもかまわないので耕作してほしいという思いもあり、双方納得した上で使用貸借という結果になったものです。
- 議長 その他質疑ありましたら、質疑ありませんか。
- 議長 「なし」の声あり
- 議長 質疑なしと認め、討論に入ります。
- 議長 反対討論はございませんか。
- 議長 「なし」の声あり
- 議長 それでは、賛成討論をお願いします。
- 6番、佐々木達也です。
- 議長 借人は農機も所有しており、経営状況や家族状況からも十分にやれると考えられるので、賛成です。
- 7番、白澤和実です。
- 議長 反対はしませんが、できれば賃貸借料が発生する形で契約していただくのがいいと思います。
- 8番、高橋かおるです。
- 議長 借人は、数年前から██████のオペレーターを請け負っており、この農地の近くも作業していますので、その関係で今回の貸借につながったものと思われます。借人も3年前から就農しており、今後も積極的に稼働していくと思われますので、賛成いたします。
- 9番、佐々木昭英です。
- 議長 私は現地を確認しましたがいい田でしたので、遊休農地にならず良いことだと思います。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

賛成ですが、白澤和実委員からも発言がありましたが、無償ではなく今後はいくらかでも支払えるような状況になればという希望を添え、賛成といたします。

高原弘明委員

15番、高原弘明です。

先ほどから白澤和実委員と福澤広基委員の話にもありますが、摘要欄に水利費が所有者負担ということになっています。使用貸借で所有者負担ということになれば、今後のことを見て有償で契約する形が一番いいのではと考えます。農地を荒らさないという考えは、賛成したいと思います。

議長

条件付の賛成討論ということでよろしいですか。

高原弘明委員

はい、条件付きで賛成します。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

1番、熊谷洋司です。

貸人は会社を経営しており農業に従事することが難しいことから、農地を荒らさないようにするために水利費等を所有者負担することで借人へ依頼したようです。やむを得ない事情と考えますので賛成いたします。

事務局

総会においての許否決定の際に、今後は水利費等を考慮し、有償で貸借することも検討していただきたいという意見があつたことをお伝えしてはいかがでしょうか。

議長

その他、賛成討論ございますか。

議長

「なし」の声あり

討論なしと認めます。それでは、举手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、事務局からの提案のとおり、口頭による意見を付して許可する旨を決するに賛成の委員の举手を求めます。

【举手全員】

議長

举手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。"

【議案第3号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

それでは議案第3号につきまして補足説明させていただきます。

番号1の案件につきましては、借人が永年性牧草を作付けするために、貸人と無償で利用権設定をしておりましたが、今月末で期間満了となることから更新するものでございます。

なお、貸人が所有している田は、当該農地以外は全て農地中間管理事業により地域の法人に対して貸借しており、当時、来年までの10年間、畑作のみの経営に転換することを条件に経営転換協力金をもらっていることから、水田経営を再開したと見なされないように、間を置かず、遅滞なく更新の手続きが必要となっていたものでございます。

番号3の案件につきましては、賃借人は北郡山との境界付近に居住しており、耕作農地も白沢と北郡山の双方にある方で、当該農地の隣接農地も耕作していたため、利用権設定することになったものでございます。

議長

それでは質疑ありましたら、举手願います。

議長

「なし」の声あり

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

- 「なし」の声あり
議長 金子忠博委員 それでは、賛成討論をお願いします。
11番、金子忠博です。
番号3番について、地元の方ですがこの資料で初めて知りました。自分に相談はありませんでしたので、委員としてまだだと感じています。でも、賛成いたします。
- 佐々木光枝委員 12番、佐々木光枝です。
賛成いたします。
- 星川忠博委員 13番、星川忠博です。
番号1は畜産をやられている方、番号2、3は圃場が自宅に近い方ですので、問題なく耕作できると思いますので、賛成します。
- 中塚誠委員 14番、中塚誠です。
番号1は、再設定ということですので賛成です。番号2、3については、各々がしっかりと経営がされているようですので、今後も管理していただけると思いますので賛成です。
- 高原弘明委員 15番、高原弘明です。
番号1についてですが、この農地を農家組合の関係で確認したことがあります、よく管理をされておりました。継続で間違いないと考えています。
番号3の賃借人は、経営圃場を拡大している若手の農業者です。しっかりと経営がなされるものと考え、賛成したいと思います。
- 議長 その他、賛成討論ございませんか。
「なし」の声あり
- 議長 それでは、挙手により表決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【挙手全員】
議長 挙手全員ですので、証明を許可することに決します。
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆さま、大変お疲れ様でした。

以上は、令和6年12月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和6年第13回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番

議事録署名人 _____ 番

議事録署名人 _____ 番